

## 平成28年第3回江差町議会定例会資料

資料1：文化会館塔屋外壁飛散防止対策の概要について【承認第1号関係】	…P	1
資料2：江差町医師研究資金貸与条例の一部改正の概要等【議案第1号関係】	…P	2
資料3：予防接種法に基づくB型肝炎予防接種概要について【議案第3号関係】	…P	5
資料4：ナマコ養殖育成施設（浮沈式生簀）整備事業の概要について【議案第3号関係】	…P	6
資料5：柏団地屋根板金葺替工事実施箇所図【議案第3号関係】	…P	7
資料6：江差北小学校屋根軒先修繕等位置図【議案第3号関係】	…P	8
資料7：江差町文化会館大ホール可動席調整補修資料【議案第3号関係】	…P	9
資料8：人権擁護委員候補者の推薦について【諮問第1号関係】	…P	10
資料9：教育委員会委員の任命について【同意第1号関係】	…P	11

## 文化会館塔屋外壁飛散防止対策の概要

【事業費】 843千円

- 1 被害日時 平成28年8月31日
- 2 被害原因 台風10号
- 3 被害状況 江差町文化会館塔屋スパンドレル2カ所の飛散  
約15㎡
- 4 対処方法 外れかけているスパンドレルの撤去  
木製ボードによる応急処置



江差町医師研究資金貸与条例の一部改正の概要

改正箇所	改正概要
<p>【改正主旨】住み慣れた地域で安心した暮らしを続けていくため、地域医療の確保・機能維持は不可欠。地域センター病院の医師確保、特に長期間勤務する医師確保を視野に入れた制度改正。</p>	<p>研究資金の貸与期間は、1回の貸与に付き3年以内とし、引き続き貸与を希望する場合は、3年以内の範囲内で更新できる。</p> <p>条例の効力を「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に延長。</p> <p>公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用。</p> <p>医師免許取得経過年数6年目以上の研究期間4年目以降の額を3,000千円に設定。</p> <p>研究期間は、道立江差病院に勤務し研究をした通算年数とし、医師免許取得経過年数ごとに通算する。</p>

江差町医師研究資金貸与条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(研究資金の貸与期間と額)</p> <p>第3条 <u>研究資金を貸与する期間は、1回の研究につき3年以内とし、引き続き、研究資金の貸与を希望する場合は、3年以内の範囲内で貸与期間を更新することができる。</u></p> <p>2 <u>研究資金は、前条に規定する貸与対象者の医師免許取得経過年数及び研究期間に応じ、別表に掲げる額以内の額とする。</u></p> <p>3 <u>研究資金は_____、無利息で貸与するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成33年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、その時までに貸与した研究資金の返還、延滞利息等の規定については、この条例は、その時以降もなお効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>【別記1-1 参照】</p> <p>ただし、研究期間は、<u>道立江差病院に勤務し研究をした通算年数とし、医師免許取得経過年数ごとに通算する。</u></p>	<p>(研究資金の貸与期間と額)</p> <p>(新設)</p> <p>研究資金は、前条に規定する貸与対象者の医師免許取得経過年数及び研究期間に応じ、別表に掲げる額以内の額とする。</p> <p>2 <u>研究資金の貸与期間は3年を限度とし、無利息で貸与するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成30年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、その時までに貸与した研究資金の返還、延滞利息等の規定については、この条例は、その時以降もなお効力を有する。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>【別記1-2 参照】</p>

【別記1-1】

改正後

医師免許取得経過年数	研究期間に応じた1年あたりの研究資金額			
	1年目	2年目	3年目	4年目以降
5年目以下	1, 000, 000円	1, 500, 000円	2, 000, 000円	
6年目以上	2, 000, 000円	2, 500, 000円	3, 000, 000円	3, 000, 000円

【別記1-2】

改正前

医師免許取得経過年数	研究期間に応じた1年当たりの研究資金額		
	1年目	2年目	3年目
5年目以下	1, 000, 000円	1, 500, 000円	2, 000, 000円
6年目以上	2, 000, 000円	2, 500, 000円	3, 000, 000円

## 予防接種法に基づくB型肝炎予防接種概要

- 【事業名】 予防接種法に基づく定期予防接種事業（B型肝炎ワクチン予防接種）
- 【概 要】 予防接種法施行令の一部を改正する政令が6月22日公布され、B型肝炎が定期予防接種に追加された。
- B型肝炎の感染防止、慢性肝炎、肝硬変、肝がんの発症予防を図る目的で予防接種を実施する。
- 【開始時期】 平成28年10月1日予定（政令施行日：平成28年10月1日）
- 【接種方法】 各医療機関にて個別接種で実施。
- 組換え沈降B型肝炎ワクチン0.25mlを皮下に注射。
- 【対象・接種回数】

	対象者
月 齢	生後1歳に至るまでの間にある者。 ただし平成28年4月1日以後に生まれた者とする。
標準的 接種期間	生後2月 に至った時から生後9月に至るまでの期間
接種回数	3回 ・2回目・・・1回目から27日以上 の間隔をおいて接種 ・3回目・・・1回目の注射から139日(20週)以上の間隔をおいて接種
その他	※B型肝炎母子感染防止事業の対象児は、定期予防接種の対象から除外する。 ----- ・任意接種で3回接種済みの児は対象外とする ・任意接種で接種済みの児は、残り接種を定期接種として接種する。

## ナマコ養殖育成施設(浮沈式生簀)整備事業の概要

＜所管課:産業振興課＞

＜補助事業＞

事業費:8,640千円(うち自己資金640千円)

事業主体:江差ナマコ養殖研究会

### 事業の必要性

従前、江差町ではスケトウダラやスルメイカ等の回遊性魚種を対象とした漁船漁業が主体となっていたが、近年のスケトウダラの資源減少やスルメイカの来遊不振などによる水揚げの大幅減少により、漁家経営に深刻な影響を与えている。

その代替策として、ナマコ、アワビの種苗放流やウニの深淺移植など磯廻り資源の維持増大に関する取り組みが行われており、特に、ナマコ養殖に関しては、養殖技術の確立、継続的かつ安定的なナマコの生産・供給及び漁家経営の改善を目的として平成26年度より養殖試験が行われるなど先進的な取り組みが実施されている。

今年度、養殖育成施設(浮沈式養殖生簀3基)を整備するにあたり、養殖試験開始適期である10月上旬までに実施体制を整えるべく早急に施設整備を図るものである。

### 事業の概要

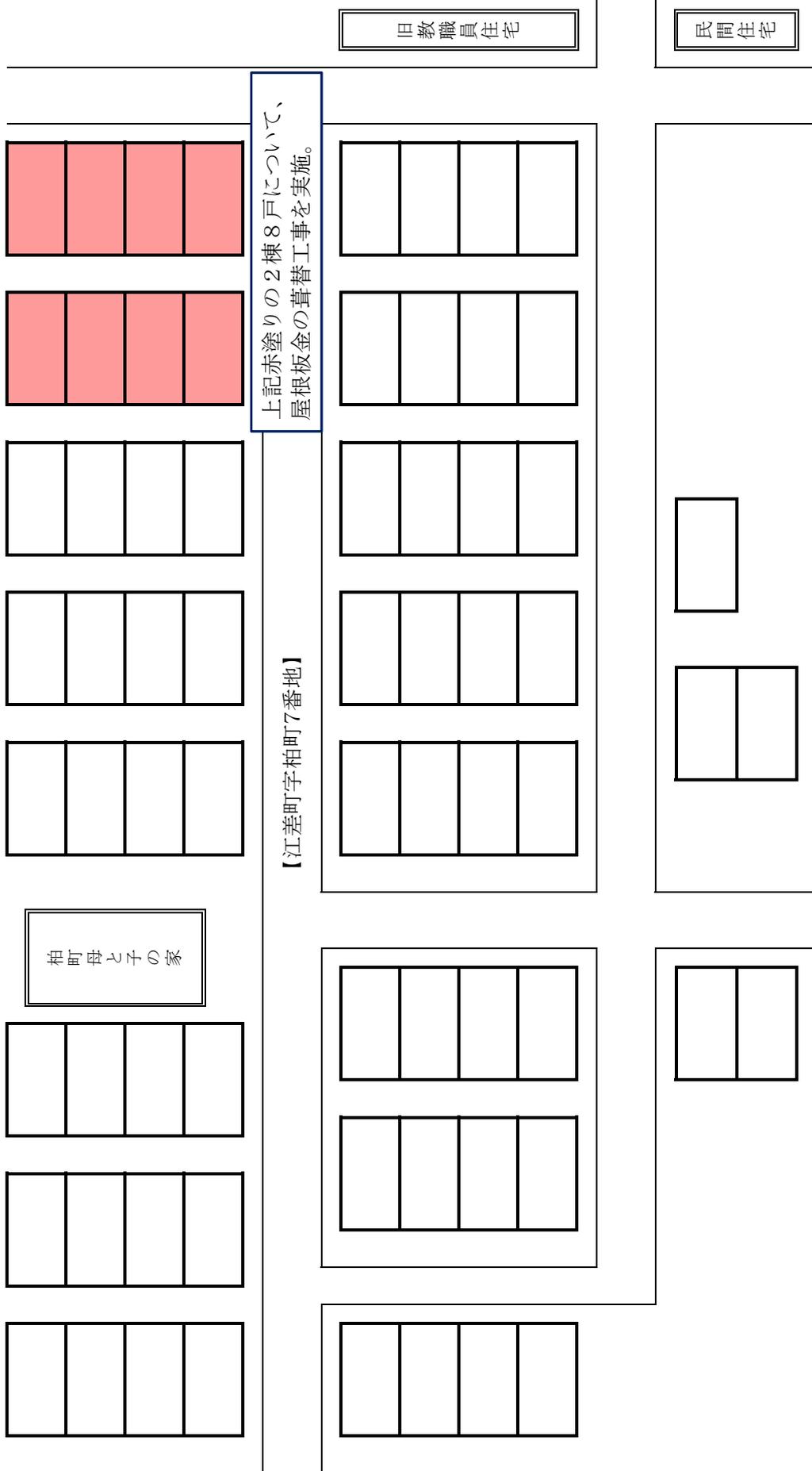
- 内容  
江差港湾内に今年度設置する3基の浮沈式養殖生簀の購入及び設置。
- 規格  
浮沈式養殖生簀  

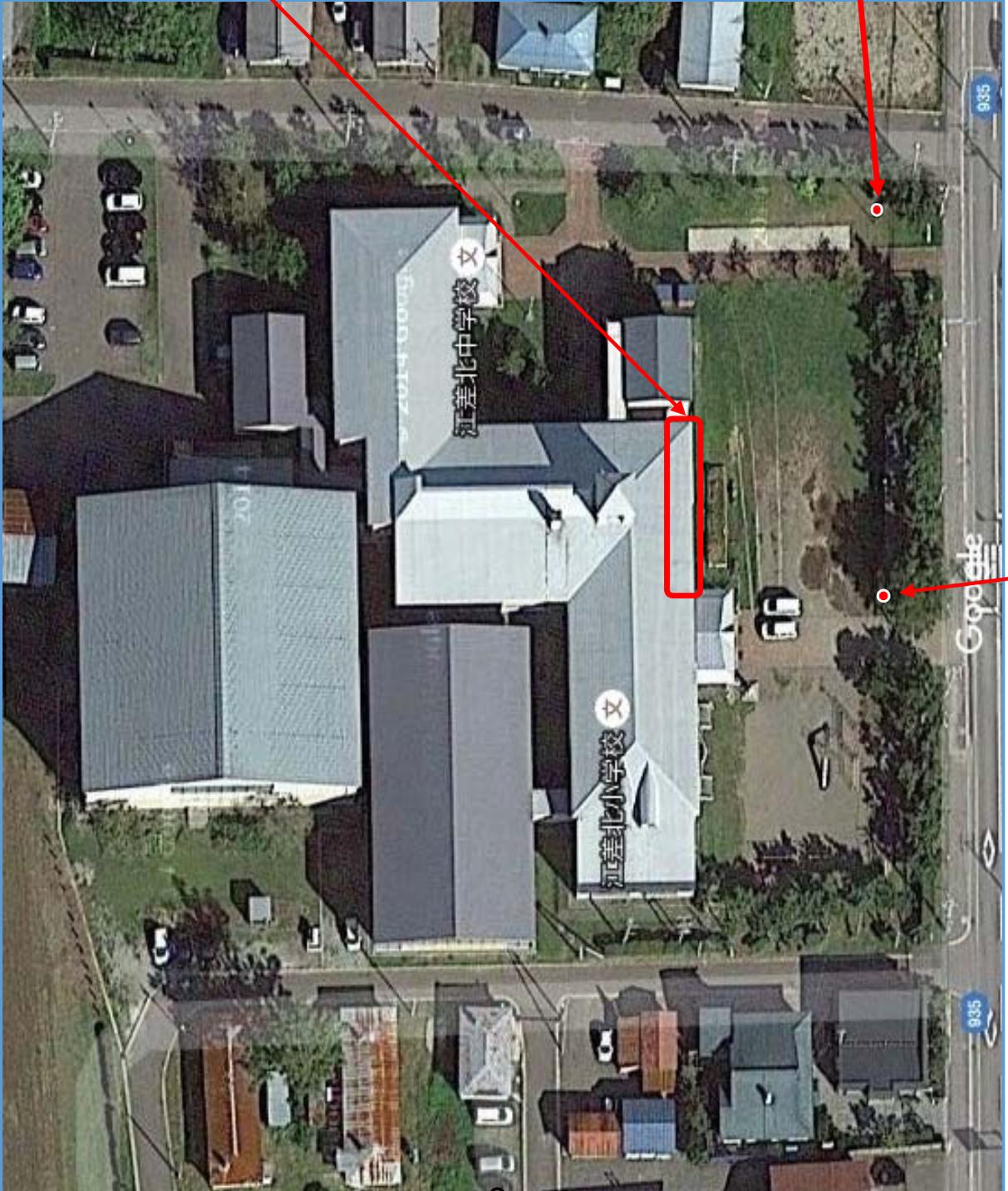
枠体外寸(正三角形)	直径8.4m × 高さ1.4m
生簀網(円筒形)	直径8.0m × 高さ1.0m
- 実施予定  
設置 9月～10月



【浮沈式養殖生簀】

柏団地屋根板金葺替工事実施箇所





**江差北小学校屋根軒先修繕 1,300千円**  
 強風で屋根ががおおられ軒先から剥離(46㎡)  
 破損箇所の雨水流入による、教室内への雨漏りや  
 屋根下地木製部腐食を防ぐ。



**江差北中学校外灯取替修繕 600千円**  
 経年腐食により外灯根元から倒壊



資料6

**江差北小学校外灯取替修繕 600千円**  
 右側外灯と同時期に設置した同種の外灯  
 腐食のため強風による倒壊の危険性あり

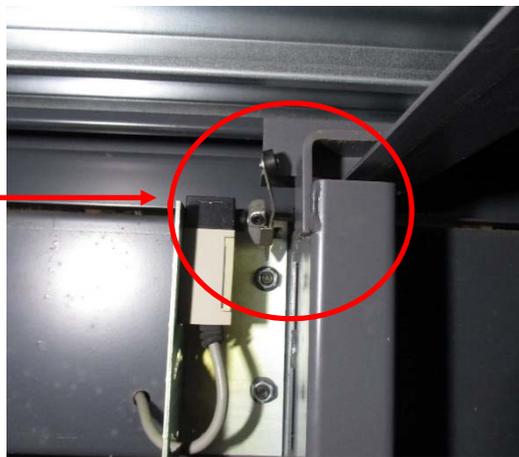
江差町文化会館大ホール可動席調整補修資料

【モーター部】

■ 正常時



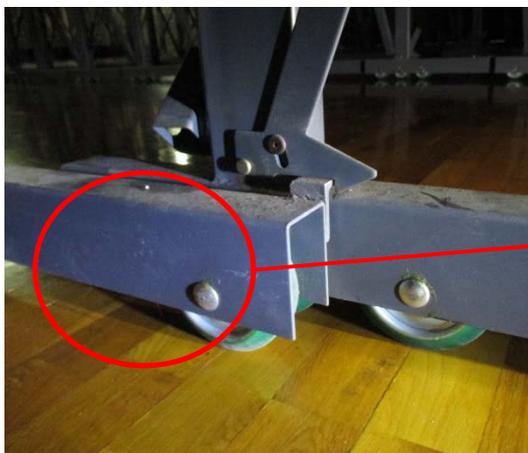
■ 不具合箇所



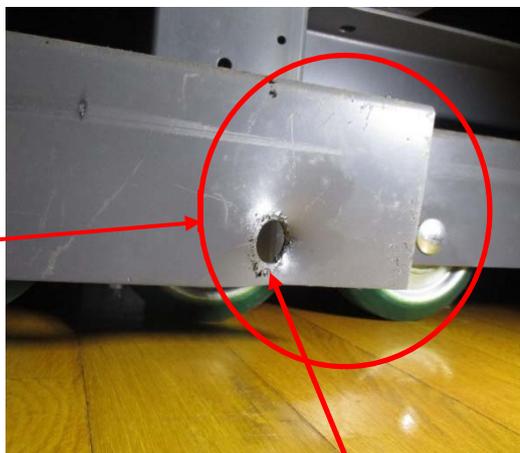
※ 不具合箇所図のストッパー損傷により制御不能

【可動ローラー部】

■ 正常時



■ 不具合箇所



※ 可動ローラー部の滑車の割ピン損傷  
床面を走るローラーの一部が機能せず制御不能  
割ピンがはずれた箇所のガードにもゆがみ発生

※ 可動席が全体的に少し右に傾いている状態  
各箇所に負荷がかからないよう全体的な角度調整必要

※事業費 1, 361 千円



人 権 擁 護 委 員

氏 名 加 賀 晋

生年月日 [REDACTED]

住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]



最終学歴 昭和 5 3 年 3 月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等 昭和 5 4 年 1 0 月 江差漁業協同組合採用  
平成 7 年 5 月 ひやま漁業協同組合退職  
平成 9 年 4 月 江差町社会福祉協議会採用  
平成 1 2 年 3 月 江差町社会福祉協議会事務局次長  
平成 1 3 年 4 月  
～ 江差町社会福祉協議会事務局長  
現在に至る

氏 名 加 澤 優香子

生年月日

住 所 檜山郡江差町字



最終学歴 昭和58年 3月 小樽女子短期大学英文科卒業

主な職歴 平成12年 1月 函館薬剤師会相談員  
平成14年 7月 (株)ニチイ学館  
平成15年 4月 檜山支庁総務部社会福祉課 (母子自立支援員)  
平成16年 4月 檜山振興局保健環境部保健行政室 (母子自立支援員)  
平成25年 4月 から現在 檜山振興局保健環境部社会福祉課 (母子父子自立支援員)

公職歴等 平成10年11月から平成20年 9月 江差町社会教育委員  
平成20年10月から平成24年 9月 江差町教育委員会委員 (1期)  
平成24年10月から現在 江差町教育委員会委員 (2期)